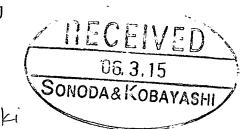
# 特許協力条約

PCT

# 特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)

(法第 12 条、法施行規則第 56 条) [PCT36 条及びPCT規則 70]



出願人又は代理人 の書類記号 P-012118 PC ケップシンパイ	今後の手続きについては、様式PCT/I	PEA/416を参照すること。			
国際出願番号 PCT/JP2004/018581	国際出願日 (日. 月. 年) 13.12.2004	優先日 (日.月.年) 11.12.2003			
国際特許分類(IPC)Int.Cl. C22F1/05(2006.01), B22D11/00(2006.01), B22D11/06(2006.01), B22D11/12(2006.01), B22D11/124(2006.01), C22C21/02(2006.01), C22C21/06(2006.01)					
出願人 (氏名又は名称) 日本軽金属株式会社					

1. この報告書は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条(PCT36条)の規定に従い送付する。
2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で4 ページからなる。
3. この報告には次の附属物件も添付されている。 a. ☑ 附属書類は全部で 2 ページである。
✓ 補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙(PCT規則 70.16 及び実施細則第 607 号参照)
□ 第 I 欄 4 . 及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものとこの 国際予備審査機関が認定した差替え用紙
b. 「 電子媒体は全部で (電子媒体の種類、数を示す)。 配列表に関する補充欄に示すように、電子形式による配列表又は配列表に関連するテーブルを含む。 (実施細則第 802 号参照)
4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。  「第 I 欄 国際予備審査報告の基礎 「第 II 欄 優先権 「第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成 「第 IV 欄 発明の単一性の欠如 「第 V 欄 P C T 35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 「第 VII 欄 ある種の引用文献 「第 WII 欄 国際出願の不備 「第 WII 個 国際出願に対する意見

国際予備審査の請求書を受理した日 20.09.2005	国際予備審査報告を作成した日 02.03.2006		
名称及びあて先	特許庁審査官(権限のある職員)	4 K	9269
日本国特許庁(I PEA/ J P) 郵便番号100-8915	井上猛		
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	電話番号 03-3581-1101 内緒	泉 34	3 5

第	I欄	報告の基礎		
,	글	吾に関し、この予備審査報告	は以下のものを基礎と	1.7-
``		出願時の言語による国際と		ادر
	•			語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
	-	☐ 国際調査(PCT規則	-	
		■際公開(PCT規則	l]12.4(a))	
		□ 国際予備審査(PCT	、規則55.2(a)又は55.3	(a))
2.	20	D報告は下記の出願書類 を基	を礎とした。(法第6条	: (PCT14条) の規定に基づく命令に応答するために提出され
				この報告に添付していない。)
		出願時の国際出願書類		
	1	山城市少国际山城首为		
	lacksquare	明細書		
		第 1-18	ページ	出願時に提出されたもの
ŀ		第		付けで国際予備審査機関が受理したもの
		第	ページ*、	付けで国際予備審査機関が受理したもの 付けで国際予備審査機関が受理したもの
	V			
		第	項、	出願時に提出されたもの
		第 <u>1,4-7</u>	項*、	PCT19条の規定に基づき補正されたもの
				付けで国際予備審査機関が受理したもの 付けで国際予備審査機関が受理したもの
	_	図面		
	J i	第	ページ/図	出願時に提出されたもの
		第	ページ/図*、	付けで国際予備審査機関が受理したもの
		第	ページ/図 *、	出願時に提出されたもの 付けで国際予備審査機関が受理したもの 付けで国際予備審査機関が受理したもの
		配列表又は関連するテーフ		
		配列表に関する補充機	を参照すること。	
3.	Y	補正により、下記の書類が	が削除された。	
		<b>川</b> 明細書 第		ページ 項
		<ul><li>☑ 請求の範囲 第</li><li>☑ 図面 第</li></ul>	2, 3	
!		□ 図囲 第 □ 配列表(具体的に記載		ページ/図
		配列表に関連するテー		ること)
4.	Г	この報告は、補充欄に示し	たように、この報告に	上添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超
	•	えてされたものと認められ	いるので、その補正がさ	れなかったものとして作成した。 (PCT規則 70.2(c))
		□ 明細書 第	•	ページ
		「請求の範囲 第		ページ 項 ページ/図
		第		ページ/図
		□ 配列表(具体的に記載 □ 配列表に関連するテー		ること)
			> · · · (XITTA SICILIAN)	
		Administration of the second o	, <u>.</u> .	
* 4	1. K	に該当する場合、その用紙に	"superseded" と記入	されることがある。

第V欄	新規性、	進歩性又は産業上の利用可	能性についての法第 12 条	(PCT35条(2))	に定める見解
	それを見	裏付ける文献及び説明			

1. 見解	

新規性(N)	請求の範囲	1, 4-7	有
	請求の範囲		無
進歩性(IS)	請求の範囲	;	有
	請求の範囲	1, 4-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1, 4-7	有
	請求の範囲		<del>111</del>

## 2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

文献1: JP 62-207851 A (スカイアルミニウム株式会社)

1987.09.12

文献2:JP 10-110232 A (古河電気工業株式会社)

1998.04.28

文献 3 : JP 2001-262264 A (株式会社神戸製鋼所)

2001.09.26

文献4: JP 2002-356730 A (住友軽金属工業株式会社)

2002.12.13

文献 5: JP 2-122045 A (本田技研工業株式会社)

1990.05.09

文献6: JP 10-259464 A (三菱アルミニウム株式会社)

1998.09.29

文献 7: JP 1-208438 A (株式会社神戸製鋼所)

1989.08.22

請求の範囲1は、国際調査報告で引用した文献1(特許請求の範囲、第2頁左下欄第19行-右下欄第7行、第3頁右下欄第5行-第4頁左下欄第18行、第5頁左上欄第2-8行、第3表第5頁左下欄第8-10行)、文献2(特許請求の範囲、【0019】、【0021】、表1、2)、文献3(【0028】)、文献4(特許請求の範囲、【0007】、【0023】-【0025】、【0030】、実施例1、表2)と、新たに引用した文献5(特許請求の範囲、第5頁左下欄第10-16行、第5頁右下欄第19行-第6頁左上欄第11行、第6頁右上欄第3-7行)、文献6(特許請求の範囲、【0018】、【0022】)とにより進歩性を有しない。

文献1には、自動車用ボディシート等の製造方法において、請求の範囲1に記載の組成と重複するアルミニウム合金溶湯を、板厚3~15mmの板に冷却速度100℃/sec以上で連続鋳造し、450~600℃で均質化処理を施した後、冷間圧延を施し、その後、溶体化処理・焼入れを行うこと、また、溶体化処理までの加熱は急速加熱が有効であり、連続加熱焼入炉を用いることが記載されている。さらに、実施例において、180°曲げ性及び塗装焼付性が優れていることが示されている。

(補充欄に続く)

#### 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

### 第 V 欄の続き

ところで、ベルトを用いる連続鋳造は、例えば文献3等にも記載されるように当業者において周知のものであるが、明細書の記載を考慮しても、請求の範囲1において「双ベルト鋳造法」に限定することの格別の技術的意義が認められないから、上記文献1に記載の製造方法において、連続鋳造を双ベルト鋳造により行うことは、当業者にとって容易である。

なお、請求の範囲1に記載の連続焼鈍炉による溶体化処理条件は、例えば文献5、6 等にも記載されるように通常の条件にすぎない。

請求の範囲4-6は、文献1-6により進歩性を有しない。請求の範囲4-6に記載される復元処理、予備時効処理は、文献2等にも記載されるように当業者にとって周知のものであり、上記文献1に記載の製造方法において、これら周知の復元処理、予備時効処理を適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲7は、文献1-6と、新たに引用した文献7(特許請求の範囲、第3頁右下欄第9行-第4頁左上欄第2行)とにより進歩性を有しない。文献7には、コイルの状態で熱処理した後、強制冷却により急冷する際に、コイルをほどきながら実施することが記載されており、上記均質化処理後の急冷に際して、コイルをほどきながら強制冷却により急冷することは、当業者が必要に応じて適宜なし得ることである。